

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(蒲田税務署長)  
平成26年1月14日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	鈴木 善和 中野 光恵
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	谷垣 禎一 蒲田税務署長 渡邊 宏幸
同指定代理人	高橋 理恵 菊池 豊 箕浦 裕幸 的場 秀彦 池田 誠 谷本 裕則

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 蒲田税務署長が原告に対して平成22年9月22日付けでした平成16年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額155万7560円、納付すべき税額3万3800円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 蒲田税務署長が原告に対して平成22年9月22日付けでした平成17年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額マイナス(欠損)163万4233円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 蒲田税務署長が原告に対して平成22年9月22日付けでした平成18年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額61万3636円、納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 蒲田税務署長が原告に対して平成22年9月22日付けでした平成19年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額0円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 蒲田税務署長が原告に対して平成22年9月22日付けでした平成20年分の所得税に係る

更正処分のうち総所得金額0円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、東京都大田区●●においてフィリピンパブ「A」（以下「本件店舗」という。）を営む事業（以下「本件事業」という。）をしていた原告が、平成16年分から平成20年分まで（以下、併せて「本件各年分」という。）の所得税につき、それぞれ確定申告をしたところ、処分行政庁（蒲田税務署長）から、本件各年分の所得税に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び各重加算税賦課決定処分並びに平成18年分の所得税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下、これら賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたことに対し、本件各更正処分等は、原告が乙（以下「乙」という。）に支払ったホステスの紹介又は招へい費用（以下、原告の主張する同費用を「本件招へい費用」という。）を本件事業の必要経費として認めずにされたものであって違法であると主張して、本件各更正処分等の各取消しを求めている事案である。

### 1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### (1) 当事者

原告は、東京都大田区●●において、平成16年4月から平成21年9月までの間、本件事業として、フィリピンパブ「A」（本件店舗）を経営していた者である。なお、原告は、平成22年3月、同区●●において、フィリピンパブ「G」を開業して同店を経営していたが、現在は、配偶者の出身地である●●において生活している。[甲8、乙2]

#### (2) 本件店舗における売上管理の状況等

ア(ア) 本件店舗の店長である丙（以下「丙店長」という。）は、本件店舗について、営業日ごとの売上金額等をノート（以下「本件売上ノート」という。）に記載し、ホステス別の売上金額を売上帳に記帳していた。本件売上ノートに基づく本件店舗の売上げは、別表2「本件売上ノートに記載された売上金額」記載のとおりである（当事者間に争いが無い。）。

(イ) 丙店長は、本件店舗の営業日が終了するたびに、現金売上から5万円程度の釣銭及び飲食料品の仕入れに充てた費用を除いた残金と共に、カード利用明細書及び領収書を封筒に入れ、現金売上及びカード売上並びに経費明細を記入したメモ（以下「本件メモ」という。）を添えて、原告宅の郵便ポストに届けていた。

イ(ア) 原告は、本件メモに基づき、現金出納帳（以下「本件現金出納帳」という。）及びカード売上帳を記帳していた。

(イ) 原告は、本件現金出納帳を記帳するに当たり、売上げの一部を除外して記帳していた（以下、これらの売上除外を「本件各売上除外」という。）。

ウ(ア) 原告の顧問税理士である丁税理士（以下「丁税理士」という。）は、本件現金出納帳及び原告の預金通帳に基づき、本件各年分の総勘定元帳（以下「本件総勘定元帳」という。）を記帳していた。

(イ) なお、本件売上ノートや本件現金出納帳などから算出された売上金額（乙1）と、本件各年分の確定申告において計上された売上金額（乙3～7の各2）との差額（雑収入に関する売上げを除く。）は、次のとおりであり、総合計は1億0320万3358円である。

a 平成16年分	1724万4346円
b 平成17年分	3578万1383円
c 平成18年分	1927万2117円
d 平成19年分	1534万8794円
e 平成20年分	1555万6718円

[ア～ウにつき、甲6、8、乙1～7〔枝番を含む。〕、15、18]

(3) 本件各更正処分等に至る経緯

ア 原告は、青色申告の承認を受けた者であったところ、本件各年分の所得税に係る確定申告について、蒲田税務署長に対し、別表1の1～5「本件各更正処分等の経緯」（平成16年分ないし平成20年分）の各「確定申告」欄のとおり記載した青色申告書を、同欄記載の年月日にそれぞれ提出した（以下、これら各申告書を併せて「本件各申告書」といい、本件各申告書による確定申告を「本件各申告」という。）。なお、本件各申告書は、丁税理士が本件総勘定元帳に基づいて作成したものであり、本件事業による所得（必要経費）の計算に当たり、本件招へい費用は計上されていない。[甲6、乙3～7〔枝番号を含む。]]

イ 本件店舗は、平成21年9月●日、乙の●によって●した。

なお、乙は、本件店舗に対する●事件（東京地方裁判所平成●年●(○)第●号●●事件。

以下「別件刑事事件」という。）において●●、●●である。[甲7、乙15、弁論の全趣旨]

ウ(ア) 警視庁は、上記●の捜査のために本件店舗を捜索した際、本件売上ノート等その他の帳簿書類を押収した。

(イ) 蒲田税務署の調査担当職員は、平成22年7月27日、原告に対し、本件各申告の基となった帳簿書類の提示を求めたところ、原告が帳簿書類は蒲田警察署に押収されたなどと述べたことから、原告の承諾を得て、蒲田警察署から帳簿書類（本件売上ノート等を含む。）の写しを入手した。

(ウ) 上記帳簿書類が端緒となり、原告が本件各申告において本件各年分の売上げの一部を除外していたこと（本件各売上除外）が発覚した。

[上記ウにつき、乙2、13、15]

エ(ア) 蒲田税務署長は、平成22年9月22日、本件各申告について、別表1の1～5の各「更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。[乙8～12]

(イ) 蒲田税務署長は、本件各更正処分の根拠となる所得金額を計算するに当たり、原告の本件各年分に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額（売上原価及び売上原価以外の必要経費）を、原告に対する調査の際に把握した総勘定元帳及び現金出納帳に基づいて認定しているところ、蒲田税務署長が認定した本件各年分における売上原価以外の必要経費は、別表3「本件各年分の売上原価以外の必要経費の内訳」記載のとおりである。[乙1]

オ なお、蒲田税務署長は、平成22年9月22日、本件各更正処分等とともに、以下の(ア)～(ウ)の各処分を行っている。蒲田税務署長は、これらの処分に伴う各滞納税金について、納期限の繰上請求（国税通則法38条1項6号）を行い、その不納付を受けて、同日及び同月29日、原告名義の普通預金及び原告所有の不動産の差押処分（以下「本件差押処分」という。）を行った。[乙8～12、14、15]

(ア) 平成16年分以降の所得税の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色取消処分」

という。)

(イ) 平成18年から平成21年までの各課税期間(いずれも1月1日から12月31日まで)の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに重加算税の各賦課決定処分(以下「本件消費税更正処分等」という。)

(ウ) 平成18年1月分ないし平成21年9月分の源泉徴収に係る所得税の各納付告知処分並びに平成18年1月分ないし平成19年4月分及び同年7月分ないし平成21年9月分の不納付加算税の各賦課決定処分(以下「本件納付告知処分等」という。)

#### (4) 異議申立ての経緯

ア 原告は、平成22年11月18日、蒲田税務署長に対し、本件各更正処分等、本件青色取消処分、本件消費税更正処分等、本件納付告知処分等及び本件差押処分(以下、これら各処分を併せて「本件各処分」という。)を不服として、異議の申立てをした。[乙16の1・2]

イ 原告は、異議申立手続において、本件現金出納帳に記帳していなかった必要経費(以下「本件簿外経費」という。)がある旨主張して、次の(ア)・(イ)の各書面を提出した。なお、これらの書面は、いずれも●●乙が、原告の依頼に応じて作成し、署名押印したものである。また、原告は、乙が招へいしたホステスの人数に関する資料として、次の(ウ)の書面を提出した。[甲1、6、9、乙16の1]

(ア) 平成22年10月31日付け「確認書」(以下「本件確認書」という。)[乙16の1 [5枚目]]

本件確認書には、乙が原告から本件招へい費用を受領したことを確認する旨(「私、乙は平成17年より平成21年9月までの間 貴殿の女子従業員の紹介手数料及び招へい費等を含む経費として延べ92人分、1人当たり80万円合計73,600,000円を受領した事を確認します」)が自筆で記載されている。

(イ) 平成22年12月6日付け「確認書」(以下「本件追加確認書①」という。)[甲9 [8枚目]]

本件追加確認書①には、乙が原告から、①有限会社Bの事務所設立資金180万円及び同事務所家賃6か月分66万円、②フィリピンに芸能ビザを取得するためのトレーニングセンターを設立する資金200万円並びに平成18年から平成21年9月までの家賃及び必要経費45か月分990万円(合計1436万円)を受領したことを確認する旨が自筆で記載されている(以下、これら費用を併せて「本件招へい関連費用」という。)

(ウ) 原告が乙の招へいしたホステスの人数(平成16年～平成20年)を調査した結果(92人)を記載したとするメモ(以下「本件ホステス人数メモ」という。)[甲9 [9枚目]、乙16の1 [9枚目]]

ウ 蒲田税務署長は、平成23年1月18日、前記異議申立てを棄却する旨の決定をした(本件各更正処分等につき、別表1の1～5の各「異議決定」欄参照。)[乙14]

#### (5) 審査請求の経緯

ア 原告は、平成23年2月8日、国税不服審判所長に対し、異議決定を経た後の本件各処分に不服があるとして審査請求をした(ただし、原告は、審査請求後、不服申立ての対象から、本件青色取消処分、本件消費税更正処分等及び本件差押処分を除外している。)[甲9、12、乙15]

イ 原告は、審査請求手続において、原告は本件店舗のホステスの報酬の源泉徴収義務者には

当たらないとも主張して、次の(ア)の書面を提出し、さらに、原告が乙に対して本件簿外経費を支払っていたことに関する資料として、次の(イ)の書面を提出した。[甲9]

(ア) 乙作成の平成23年6月14日付け「確認書」(以下「本件追加確認書②」という。)

[乙15 [14頁]]

本件追加確認書②は、本件確認書と同様、●●乙が原告の依頼に応じて作成(署名押印)したものであり、乙が、平成16年9月から平成19年11月までの間、本件店舗に派遣したホステスの報酬(平均28万円)から原告が乙に支払うべき手数料7万円を差し引いた20万円を、ホステスに支払っていた旨の記載がされている。

(イ) 原告名義の通常貯金口座(記号番号 ー )及び原告の娘

(戊)名義の通常貯金口座(記号番号 ー )。以下、これら口座を併せて「本件各貯金口座」という。)の預払状況調書(以下「本件預払状況調書」という。)[甲3、4]

ウ 国税不服審判所長は、平成24年1月26日、上記審査請求を全て棄却する旨の裁決をした(本件更正処分等につき、別表1の1~5の各「審査裁決」欄参照。)[乙15]

#### (6) 本件訴えの提起等

ア 原告は、平成24年7月25日、本件訴えを提起した。なお、本件納付告知処分等は、本件訴えにおいて取消しを求める対象には含まれていない。[顕著な事実]

イ 被告が本件訴訟において主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性は、別紙「本件各更正処分等の根拠及び適法性(被告の主張)」記載のとおりである(なお、同別紙で用いた略称は、以下の本文においても用いることとする)。

ウ 原告は、被告の主張を前提とした場合における税額の計算については特段争っておらず、本件招へい費用が必要経費に該当するか否かという点を除き、本件事業の必要経費(売上原価及び売上原価以外の必要経費)の金額について、当事者間に争いはない。

## 2 争点

所得税法上の必要経費として本件招へい費用を算入することの可否(原告が乙に対して本件招へい費用を支払った事実の有無)

## 3 上記争点に対する当事者の主張の要旨

### (1) 被告の主張

ア 所得は収入から必要経費を控除して算出されるものであり、国(被告)側は、収入金額のみならず、必要経費についても、その主張する金額を超えないことについて主張立証責任を負う。しかしながら、必要経費は、納税者たる原告にとって有利な事柄であり、しかも原告の支配領域内の出来事であって、原告がこれを認識し、また証拠資料を整えておくことは困難ではないから、その主張・立証は、通常の場合、原告の方が被告に比べはるかに容易なはずである。したがって、原告が、被告の主張する額を超えて必要経費が存在することを積極的に主張・立証しないということは、事情によっては、当該経費の不存在について事実上の推定が働くものというべきである。そして、本件招へい費用は、原告が簿外で支払った旨主張するものであるから、原告が簿外経費の存在及び金額を立証しない限り、帳簿に記載された金額を超える金額の必要経費は認められないと解すべきである。

イ(ア) 原告は、乙に対して本件招へい費用を簿外で支払っていたとして、乙作成の本件確認書を提出している。しかしながら、原告は、国税不服審判の手続において、当初、本件確

認書に沿った答述をしていたものの、その後、上記答述を自ら否定するなど、本件招へい費用に関する答述内容を変遷させており、一貫した説明をできていない。さらに、原告は、原告と乙との間の契約書や請求書及び領収書等の書類を一切提出しておらず、本件各年分における本件招へい費用の算定根拠となる資料（ホステスの氏名や入店年月日等）も何ら提出していない。

この点、平成23年6月20日付け調査事績書（以下「本件調査事績書（乙）」という。）には、乙が、本件の審査請求手続を担当した国税審判官（以下「担当審判官」という。）に対し、本件確認書の作成経緯等について説明した内容が記載されているが、本件調査事績書（乙）の内容を裏付ける客観的証拠はなく、原告自身の答述内容とも齟齬が生じており、信ぴょう性はない。

(イ) 原告は、本件招へい費用の一部については、本件各貯金口座から送金していたとして、本件預払状況調書を提出している。しかしながら、本件預払状況調書によれば、原告が乙の妻であるC（以下「C」という。）に対して送金をした事実は確認できるものの、乙自身に送金した事実を確認することはできない。さらに、本件預払状況調書によって確認できるCに対する送金の合計金額は601万2000円であり、原告が主張する本件招へい費用よりも約2000万円も少ない。また、上記送金が、真実、本件招へい費用の一部に係る送金であるならば、原告は、乙に対して支払うべき本件招へい費用の残額等が分かる資料を何らかの形で管理しているはずであるが、そのような資料も一切証拠として提出していない。なお、上記送金は、本件店舗の●後も継続しているところ、本件店舗に●した乙に送金を続けたとは到底信じ難い。

ウ したがって、原告の主張する本件招へい費用が乙に支払われた事実は認められない上、たとえ、原告から乙への金員の支払の事実が認められたとしても、同支払が原告の事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用であるとは認められないから、原告の事業所得の計算上、当該金額を必要経費に算入することはできない。

## (2) 原告の主張

ア(ア) 原告は、乙に対し、本件店舗のホステスの招へいを依頼しており、本件招へい費用として、以下a～fのとおり、合計7360万円を簿外で支払った。

a 平成16年分	1440万円
b 平成17年分	2640万円
c 平成18年分	1360万円
d 平成19年分	960万円
e 平成20年分	560万円
f 平成21年分	400万円

(ただし、平成21年分は、本件訴訟の対象年度外である。)

(イ) 本件招へい費用は、本件各年分における事業所得の計算上、必要経費に算入されるべきものであるにもかかわらず、本件各更正処分等は、本件招へい費用を本件事業の必要経費として認めずにされており、いずれも違法である。

イ 原告は、本件各申告において、売上げを一部除外して確定申告をしていたが（本件各売上除外）、原告が本件各売上除外を行ったのは、乙から本件招へい費用の領収書をもらえなかったため、売上げを一部除外して、その分を本件招へい費用の簿外での支払に充てたことに

よる。原告は、本件各売上除外が蒲田税務署に判明した後、丁税理士を通じ、平成22年9月16日、担当D統括国税調査官（以下「D調査官」という。）に対し、本件招へい費用を支払ったこと等を説明するなどしたが、D調査官は、同説明を全く取り合わなかった。本件各更正処分等は、上記経緯において、的確な調査が行われず、簿外の必要経費（本件招へい費用）を見逃したままに行われたものである。

ウ(ア) 所得は収入から必要経費を控除して算出されるものであるから、被告は、収入のみならず、必要経費（簿外経費）についても、その主張する金額を超えないことについて主張立証責任を負う。フィリピンパブのホステスは、求人広告で簡単に集められるものではなく、相応の招へい費用を要することは、ある意味常識に属する。したがって、被告は、本件事業におけるホステスの招へい費用の金額を具体的証拠に基づき立証し、さらにその主張する金額（0円）が収入との対応上も通常一般的と認められる場合であることを立証しなければならない。

(イ) 原告は、本件招へい費用について、乙作成の本件確認書、本件ホステス人数メモ及び本件預払状況調書を提出するとともに、以下a～eのとおり、具体的な補足説明を行った。

a 原告は、ホステスの招へい業者である乙に対し、本件招へい費用を支払っていた。

b 原告は、本件店舗の開店後（平成16年12月頃）、乙との間において、ホステスの招へい費用として、ホステス1人当たり80万円を支払う旨を合意した。80万円の内訳は特段決めていなかったが、ホステスを招へいするためには、少なくとも4回程度の渡航（1回当たり4、5日の現地滞在）を要することから、その渡航費、滞在宿泊費、諸雑費等を勘案して上記金額を合意した。

c 本件招へい費用については、乙から事前に電話連絡を受けた後、ホステスが入国したことを外国人登録証などで確認し、分割ないし一括で支払っていた。

d 原告は、乙に対し、本件招へい費用の支払について、領収書の発行を要求したが、領収書は出せないとの対応であった。原告は、税理士に相談することなく、領収書のない経費については帳簿に計上できないと自ら判断し、本件各売上除外によりプールした売上金から本件招へい費用を支払っていた。

e 本件招へい費用の支払は、原則として、原告から乙に対する現金の手渡しによって行われているが、原告が乙やC名義の口座に送金する方法によっても、その一部を支払った（なお、本件各出入金記録によれば、平成19年5月から平成22年3月までの間、合計2607万0800円を送金していることが明らかであり、本件招へい費用が発生し、かつ、その支払があったことが裏付けられているというべきである。）。

(ウ) 原告が、上記(イ)のとおり、証拠を提出して具体的な主張をしている以上、必要経費について主張立証責任を負う国（被告）としては、少なくとも原告の主張立証に対する反論反証を行わなければならない（最低限、乙に対する反面調査が必要とされる。）にもかかわらず、これを怠っている。

なお、乙は、被告人として別件刑事事件に出廷した際、本件店舗に対してホステス（フィリピン人女性）を派遣しており、その売上げが約8000万円であったことを供述している。さらに、本件調査事績書（乙）によれば、乙は、担当審判官に対し、フィリピン人のホステスを入国させるためには80万円から100万円程度の費用が掛かり、同費用を原告から受領していたことを明確に陳述している上、本件確認書に記載されたホステスの

人数（92人）は、原告が調査した上で乙に伝えたものであることなどからすれば、本件確認書は十分信用できるというべきである。

(エ) 以上によれば、被告は、本件招へい費用がその主張する金額（0円）を超えないことについて主張立証責任を果たしていないのであるから、本件各更正処分等は速やかに取り消されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 (1) 所得税法37条は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額について、別段の定めがあるものを除き、同所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他同所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定しているところ、上記規定内容に照らせば、ある支出が必要経費として収入金額から控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないというべきである。

(2) ア 所得税更正処分は、国民に対して納税義務を課する課税処分であるから、その取消訴訟において、課税標準である各種所得の金額の証明責任は原則として課税庁の属する国（被告）が負担していると解すべきである。

そして、課税標準の前提となる所得の金額が、収入金額から必要経費を控除する方法によって算出されること（事業所得につき所得税法27条2項）に照らせば、被告は、原則として、収入金額のみならず、必要経費についても、その存在及び金額について証明責任を負担しているというべきである（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同38年3月3日第三小法廷判決・訟務月報9巻5号668頁参照）。

イ しかしながら、申告納税制度においては、納付すべき税額が納税者の申告によって確定することを原則としており、申告がない場合又は申告が不相当と認められる場合に限り、課税庁の更正等によって税額が確定されることが予定されているところ、納税者が確定申告書やその添付書類（損益計算書等）に記載せず、申告時に計上していなかった必要経費については、特段の事情がない限り、課税庁において、当該必要経費の存否及び内容（例えば、必要経費に該当するか否かなど）を確認することはできない。そして、必要経費の具体的内容（使途、金額等）は、当該必要経費を支出した納税者自身において把握しているはずであり、かつ、当該支出に関する資料（領収書等）を保有しておくことも通常容易であるというべきである。

さらに、原告は、青色申告の承認を受けていた者であるところ（前提事実(3)ア）、青色申告制度は、納税者が自ら所得金額及び税額を計算し自主的に申告して納税する申告納税制度の下において、適正課税を実現するために不可欠な帳簿の正確な記帳を推進する目的で設けられたものであって、適式に帳簿書類を備え付けてこれに取引を忠実に記載し、かつ、これを保存する納税者に対して、特別の青色申告書により申告することを承認し、青色申告書を提出した納税者に対しては、推計課税を認めないなどの納税手続上の特典及び事業専従者給与や各種引当金・準備金の必要経費算入、純損失の繰越控除など所得ないし税額計算上の種々の特典を与えるものである（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）。そして、所得税法は、青色申告の承認を受けた納税者について、事業所得を生ずべき業務につき帳簿書類を備え付けて、事業所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存することを義務付け、所轄税務署

長は、必要があれば、青色申告の承認を受けている者に対し、上記帳簿書類について必要な指示をすることができ（同法148条）、これらの義務に違反した場合には、青色申告の承認を取り消すことができることとしている（同法150条1項）。

上記検討に加えて、必要経費の存在及び金額が所得を算定する上での減算要素であり、納税者に有利に働く事情であることを併せ考えれば、納税者が青色申告書による申告をしている場合、青色申告書又はその添付書類（損益計算書等）に記載されていない必要経費については、納税者において、当該必要経費が存在していることを合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証を行わない限り、当該必要経費は存在しないと事実上の推定が働くものというべきである。

ウ 以上によれば、被告は、その主張する金額を超えて必要経費が存在しないことについて立証責任を負担しているというべきではあるものの、本件招へい費用については、原告において、その具体的内容を明らかにした上で、本件招へい費用が存在していることを合理的に推認させる程度の具体的な立証を行わない限り、本件招へい費用は存在しないと事実上の推定が働くものというべきである。

エ この点、原告は、フィリピンパブにおいて、ホステスを集めるために相応の招へい費用を要することは常識であり、被告は、同費用（本件招へい費用）が被告の主張する金額（0円）を超えないことについて主張立証責任を負っている旨を主張している。しかしながら、いわゆるフィリピンパブにおいて接客担当の従業員（ホステス）をいかにして採用（確保）するかは、店舗や当該従業員ごとに異なり得るものであり、本件店舗がフィリピンパブであるということ自体から、ホステスの招へい費用が当然に発生するという事実を推認することはできない。そして、本件招へい費用が必要経費に該当するか否かという点を除き、本件事業の売上原価及び売上原価以外の必要経費の金額については当事者間に争いが無いところ（前提事実(6)ウ）、原告は、本件各売上除外により、本件店舗の売上金額を過少に申告していた上、本件各申告において、本件招へい費用を必要経費に計上していなかったというのであるから（前提事実(2)ア・イ及び同(3)ア）、本件招へい費用については、原告がその存在及び金額を合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証を行わない限り、本件招へい費用が存在しないと事実上の推定が働くというべきである。

2(1) 上記1の観点から、所得税法上の必要経費として本件招へい費用を算入することの可否（本件招へい費用の存在及び金額を合理的に推認させる程度の立証の有無）について検討する。この点、原告は、乙との間において、原告が乙に対して本件招へい費用を支払う旨の合意書を作成しておらず（当事者間に争いなし）、また、原告は、本件招へい費用を現実に支払済みであって、その支払方法につき、原則として乙に対する現金の手渡しであり、本件各貯金口座からの送金によって支払ったこともある旨を主張していることに照らせば、本件の争点（本件招へい費用を必要経費として算入することができるか否か）は、原告が乙に対して本件招へい費用を支払った事実及び支払金額を合理的に推認することができるか否かによって判断されることになるというべきである。

(2)ア 原告は、前述のとおり、原則として現金の手渡しによって、本件招へい費用を支払っていた旨主張しているところ（なお、原告は、本件招へい費用〔7360万円〕のうち、その主張する送金分〔2607万0800円〕を除外した4752万9200円を現金で手渡していた旨主張しているものと解される。）、本件招へい費用の支払に関して、その支払当時に

作成された客観的な資料を全く提出していない。しかしながら、原告が、真実、本件招へい費用を現金で支払っていたとするならば、本件招へい費用の支払に関する何らかの資料を作成（保存）しなかったというのは極めて不自然であるといわざるを得ない。

イ(ア) この点、原告は、乙から本件招へい費用の領収書をもらえなかった旨主張しており、審査請求手続における担当審判官からの質問に対しても、乙のことを信頼していたので同人の言うままに本件招へい費用を支払っていた、乙に対する債権債務を記録したものや、どのホステスが乙が招へいしたホステスであるかを記録した帳簿などは存在しないなどと答述している（乙18〔2枚目〕）。

(イ) しかしながら、必要経費の支払に関して何らかの資料を作成（保存）しておくことは、当該費用を支払うべき立場にある者にとっても、通常必要不可欠なものであり、経費支払の相手方が領収書の発行を拒否しており、かつ、当該支払が現金で行われている場合であれば尚更であるというべきである。そうである以上、乙が本件招へい費用について領収書の発行を拒否したということは、原告が本件招へい費用の支払状況に関する記録を何ら作成（保持）しなかった合理的理由となり得るものではない。

(ウ) また、前提事実(2)ア・イのとおり、原告は、営業日ごとに、丙店長が原告宅に届けた本件メモに基づき、本件各売上除外をしながら、本件現金出納帳等を記帳していたというのであり、原告が、真実、本件招へい費用を支払っていたというのであるならば（そもそも原告は、本件各売上除外により留保した分を本件招へい費用の支払に充てていた旨主張している。）、本件現金出納帳を作成する過程において、本件招へい費用の支払状況を具体的に把握していたはずであるし、本件招へい費用の支払金額を何らかの形で記録しておくのが自然である（営業日ごとに本件現金出納帳の記帳作業をしていた原告が、乙に支払うべき費用については、乙から言われるままに支出し、その金額については記録を残していなかったというのはおよそ信じ難い。）。

(エ) さらに、証拠(乙20)及び弁論の全趣旨によれば、本件店舗に在籍したホステスは、平成16年4月から平成21年9月までの間において、総計216名であり、その平均在籍期間は3.4か月であったことが認められるところ、原告は、ホステスの招へい費用について、ホステスの入国を確認後、分割ないし一括で支払っていた旨主張しており、審査請求書(甲9)においては、「最初のころは現金で一回16万円程度の金額を5回くらいに分けて合計80万円位払っていましたが、領収書は受領していません。」と記載している。

上記認定事実（本件店舗におけるホステスの在籍状況）に鑑みれば、原告としては、乙が招へいしたホステス個々人に対応する招へい費用の支払状況（未払額の有無）を何らかの形で記録しておかなければ、乙に対する招へい費用の支払の要否（未払額の有無）を把握することは極めて困難であったと解される。原告が、真実、本件各売上除外により留保した分を本件招へい費用の支払に充てていたというのであれば、本件現金出納帳の記帳（本件各売上除外）を行う前提として、本件招へい費用の支払状況（未払額の有無）を何らかの形で客観的に把握しているはずであるところ、原告は、前述のとおり、本件招へい費用の支払状況に関する記録は作成していなかったというのであり、極めて不自然であるといわざるを得ない。

(オ) なお、原告は、審査請求の際、① 日本国内で採用するホステスの報酬が月額約33

万円であるのに対し、招へい業者（乙）を通じて獲得するホステスの報酬は月額約24万円である、② 招へい費用80万円は、ホステスが2年間在籍することに照らせば、月額3.3万円の計算となるという説明をしているところ（甲9）、前記認定のとおり、平成16年4月から平成21年9月までにおける本件店舗のホステス在籍者（総計216名）の平均在籍期間は3.4か月であると認められるのであり、原告の上記説明は、ホステスの在籍期間の点で事実と異なっている上、ホステスの招へい費用として80万円を支払う経済的合理性がないことも明らかである。

この点、原告は、ホステスを確保するためには乙を頼らざるを得なかったものであり、経済的合理性の有無は、第三者による事後的な評価にすぎないなども主張している。しかしながら、営業日ごとに本件現金出納帳の記帳をしていた原告は、本件店舗の営業（損益）状況を具体的に把握していたはずであり、本件各売上除外をしてまで、経済的合理性のない本件招へい費用の支払を約5年5か月もの長期間にわたって継続していたとは到底考え難い。

ウ 以上の検討によれば、原告が、本件招へい費用の支払状況に関する記録を作成していないというのは極めて不自然であり、本件全証拠を精査しても、原告が乙に対して本件招へい費用を現金で支払った事実を認めるに足りる間接事実ないし証拠はない。

(3)ア 原告は、本件招へい費用の一部について、本件各貯金口座から乙らの口座への送金によって支払っていた旨主張しているところ、証拠（甲3、4、13）及び弁論の全趣旨によれば、本件各貯金口座及び原告名義の普通預金口座（E銀行蒲田支店・口座番号

。以下、本件各貯金口座と併せて「本件各送金口座」という。）から、乙らに対し、次の(ア)～(エ)のとおり送金（合計送金額2607万0800円・合計送金回数114回。以下、これらの送金を併せて「本件各送金」という。）が行われていることが認められる（なお、本件預払状況調書〔甲3、4〕によって直接確認できる送金額は、被告が指摘するとおり、合計601万2000円にとどまっているが、審査請求手続における国税審査官の調査結果〔甲13〕によれば、本件各送金の事実を認めることができる。）。

(ア) 平成19年5月23日から平成19年12月19日まで  
送金額合計 136万円（送金回数3回）

(イ) 平成20年1月10日から平成20年12月26日まで  
送金額合計 1078万2800円（送金回数41回）

(ウ) 平成21年1月5日から平成21年12月21日まで  
送金額合計 927万8000円（送金回数57回）

(エ) 平成22年1月16日から平成22年3月26日まで  
送金額合計465万円（送金回数13回）

イ(ア) そこで検討するに、証拠（甲3、4、13）及び弁論の全趣旨によれば、本件各送金（合計2607万0800円）は、約2年10か月もの間、極めて多数回（合計114回）にわたって行われており、その送金額（1万円～200万円）及び送金頻度に一貫性はないことが認められる。そして、前述のとおり、原告は、乙に対する債権債務関係等に関する記録は作成していない旨説明しているところ、上記認定のとおり、本件各送金が極めて多数回に及んでいるにもかかわらず、本件招へい費用の支払状況に関する記録を何ら作成していないのは極めて不自然であるといわざるを得ない。

(イ) さらに、前提事実(4)イ(イ)及び同(5)イ(ア)のとおり、原告は、審査請求手続において、① 乙に対し、本件招へい費用のほか、本件招へい関連費用を支払っていたとして、乙の作成した本件追加確認書①を提出した上、② 本件店舗のホステスの報酬を乙に支払っていたとして、乙の作成した本件追加確認書②を提出しているところ、証拠(甲11、12)によれば、原告は、担当審判官による書面照会に対し、本件各送金について「招聘費用やホステスの報酬等も混在している」、「ホステス報酬相当分以外は招聘費用と考えます」、「(本件招へい関連費用について)現金を用意して手渡し、比較的少額のときは銀行に振り込んでいました」と回答していたことが認められ、上記回答内容に鑑みれば、原告が、少なくとも審査請求手続において、本件各送金に本件招へい費用以外の支払が含まれていることを自認していたことは明らかである。

そして、原告は、本件訴訟においても、本件各送金につき、本件招へい費用の一部の支払である旨を概括的に主張するのみであり、乙が招へいしたホステス個々人に対応する招へい費用の支払状況に関する具体的な主張もそれを裏付ける記録も見当たらないことを併せ考えれば、(仮に、本件各送金が原告から乙に対する送金であることを前提としたとしても)本件各送金と本件招へい費用の支払との対応関係は明らかではないといわざるを得ない。

ウ 以上の検討によれば、本件各送金口座から乙らの口座に対する本件各送金の事実は認められるものの、本件各送金と本件招へい費用の支払との対応関係は明らかではなく、本件全証拠を精査しても、本件各送金が本件招へい費用の支払であるという事実を認めるに足りる間接事実ないし証拠はない。

(4)ア この点、原告は、本件確認書によれば、原告が乙に対して本件招へい費用を支払っていた事実が認められるべきであるという趣旨の主張をしている。しかしながら、本件確認書は、前提事実(4)イ(ア)のとおり、本件各更正処分等がされた後において、●●乙が原告の依頼に応じる形で事後的に作成したものにすぎない。そして、前記検討のとおり、本件招へい費用については、その支払状況に関する記録を作成していないということ自体が極めて不自然というべきであり、また、本件招へい費用の支払に関して、その支払当時に作成された客観的な資料が見当たらない以上、事後的に作成された本件確認書をもって、本件招へい費用の支払の事実を認めるのは困難であるといわざるを得ない。

イ(ア) さらに、本件確認書の記載内容についてみるに、本件確認書には、本件招へい費用が「延べ92人分」に相当する旨記載されているところ、証拠(甲12〔3、7～10枚目〕、乙18〔3枚目])及び弁論の全趣旨によれば、① 本件ホステス人数メモには、「入店人員」欄及び「按分人数」欄が設けられた上で、平成16年から平成21年までにおけるホステスの人数が記載されていること、② 本件ホステス人数メモには、「入店人員」の合計が219人であり、「按分人数」の合計が92人である旨が記載されていること、③ 原告は、本件ホステス人数メモ(上記②)に基づき、乙に対して、本件招へい費用の算定の基礎となるホステスの人数が92人であると説明したこと、④ 乙は、原告の上記説明に基づき、本件確認書を作成したことがそれぞれ認められる。

(イ) しかしながら、前記認定のとおり、平成16年4月から平成21年9月までにおける本件店舗のホステス在籍者数は総計216名であると認められるところ、本件ホステス人数メモを精査しても、上記「按分人数」欄に記載された人数をいかなる方法で特定したの

かは明らかではない（そもそも本件ホステス人数メモには「按分人数」欄の記載が乙の招へいたホステスに対応していることを示すような記載もない。）。

この点、原告は、審査請求手続において、担当審判官から上記「按分人数」欄を特定した方法を書面（甲11）により照会され、同照会に対し、「店長の丙が記載したノートから21年まで約219名が入店しており、乙の確認書から92名分の招聘人数が判明しているので、これを元に各年分に按分した」ものであると書面で回答している（甲12〔2枚目〕）ところ、同回答内容は、乙が招へいた人数を特定したのが乙自身であるとする点において、上記認定事実③と異なる上、原告が、前述のとおり、担当審判官に対し、どのホステスが乙の招へいたホステスであるかを記録した帳簿などは存在しないなどと答述していたこと（乙18〔2枚目〕）を併せ考えると、上記「按分人数」に客観的な数値が記載されているかも疑わしいといわざるを得ない。

ウ(ア) 原告は、乙が別件刑事事件において本件店舗にホステスを派遣しており、その売上げが約8000万円であったことを供述しており、本件調査事績書（乙）にも同様の記載があるから、本件確認書が信用できるなどと主張している。

(イ) この点、本件確認書には、乙が「女子従業員の紹介手数料及び招へい費等を含む経費」として、原告から「1人当たり80万円」の「延べ92人分」に相当する金額（7360万円）を受領した旨が記載されているところ（前提事実(4)イ(ア))、証拠（甲7）によれば、乙は、（本件確認書の作成日付の約2か月前である）平成22年8月25日に実施された別件刑事事件の公判期日において、本件店舗にフィリピン女性を派遣しており、売上げ約8000万円であった旨を供述していたことは認められる。

しかしながら、前掲証拠によれば、乙は、上記公判期日において、概要、① 本件店舗の待遇が原因となり、乙が本件店舗に派遣していた大勢のフィリピン女性がいなくなってしまった、② 乙は、その結果、「紹介料あるいは立て替えた招へい料、フィリピンから日本に連れてくる費用」を払ってもらえず、ばく大な損害を被っており、そのことが動機となって、本件店舗に●した、③ 乙が被った損害額は、「売上げで約8000万円ぐらい」であり、これは、乙が当時6か月契約で毎月「1人約28万ぐらいの人件費」を受け取っており、その「40人から50人分」に相当する金額である、④ 乙は、上記③のうち、「40人から50人分の渡航費、招へい費など」として、約2000万円の現金を支出したと供述していたことが認められ、乙は、上記公判期日において、1人当たり80万円の招へい費用を受領した旨を供述していたわけではない（そうである以上、乙の上記供述内容が本件確認書の信用性を裏付けているということとはできない）。

(ウ) さらに、本件調査事績書（乙）によれば、乙が、担当審判官に対し、① ホステス1人当たり80万円から100万円程度の費用を原告から受領していた、② 同費用の内訳は、渡航費用や貸付金などであり、ホステスごとに異なるという内容を説明していたことは認められる。

しかしながら、乙は、本件確認書の記載内容とは異なり、ホステス1人当たりの招へい費用が80万円であるとは特定しておらず、ホステスごとに金額が異なっていたという趣旨の説明をしている。さらに、前記検討のとおり、乙が招へいたホステスの人数（92人）については、その信用性（合理性）に疑義があることを併せ考えれば、本件確認書ないし本件調査事績書（乙）における乙の説明内容を信用することはできないといわざるを得ない。

得ない。

エ 以上の検討によれば、本件確認書は、本件各更正処分等が行われた後に事後的に作成されたものにすぎない上、本件確認書の記載内容及び乙の説明内容に照らしても、本件確認書ないし本件調査事績書（乙）によって、原告が乙に対して本件招へい費用を支払った事実及び金額を合理的に推認することはできないというべきである。

(5) 以上によれば、原告の指摘する証拠（原告の担当審判官に対する答述内容、本件預払状況調書、本件確認書、本件調査事績書（乙）等）によって、原告が乙に対して本件招へい費用を支払った事実を具体的に推認することはできず、その他本件全証拠を精査しても、本件招へい費用を支払った事実及び金額を合理的に推認させるに足りる間接事実ないし証拠はない。

そうである以上、原告は、本件招へい費用の存在及び金額を合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証を行っていないものといわざるを得ず、簿外経費（本件招へい費用）としての必要経費は存在しないとの事実上の推定が働くというべきであるから、所得税法上の必要経費として本件招へい費用を算入することはできない。

なお、前記1(1)で検討したとおり、ある支出が必要経費として収入金額から控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないところ、原告から乙に対して何らかの金員が支払われていたことを前提としても、原告が本件招へい費用を支払った旨を概括的に主張するのみであり、個々の支払と費用との対応関係を何ら明らかにできていないことに鑑みれば、原告から乙に対して支払われた金員が、本件事業と直接の関連を持ち、本件事業の遂行上必要な費用であるということができないことも明らかである。

3(1) 前記検討によれば、本件招へい費用を必要経費に算入することはできず、本件各年分における総所得金額及び納付すべき税額は、別紙記載第1の1における被告主張額のとおりであると認められ、本件各更正処分における総所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2)ア 前記検討によれば、原告は、本件各年分の事業所得に係る売上げの一部を隠ぺいし（本件各売上除外）、その隠ぺいしたところに基づき、本件各年分の事業所得の金額及び所得税額等を過少に記載した確定申告書を提出していたものと認められる。したがって、通則法68条1項及び2項所定の重加算税の賦課要件を満たしていることは明らかであり、本件各年分における各重加算税の額は、別紙記載第2の1の被告主張額のとおりであると認められるから、これと同額でした本件各年分における各重加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

イ 上記検討によれば、原告が平成18年分の所得税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、平成18年分の重加算税の対象以外の部分については、通則法65条1項及び2項所定の過少申告加算税の賦課要件を満たしていることは明らかであり、過少申告加算税の額は、別紙記載第2の2の被告主張額のとおりであると認められるから、これと同額でした平成18年分の過少申告加算税賦課決定処分は適法である（なお、平成18年分の所得税更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、同更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、原告に同条4項にいう正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。）。

#### 第4 結論

よって、本件各請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担に

つき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 村田 一広

裁判官 不破 大輔

(別紙)

本件各更正処分等の根拠及び適法性 (被告の主張)

第1 本件各更正処分の根拠及び適法性について

1 本件各更正処分の根拠について

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各年分の所得税における所得税額等は、それぞれ次のとおりである。

(1) 平成16年分

ア 総所得金額 1640万1906円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の金額を控除して算出される事業所得の金額と同額である。

(ア) 総収入金額 8653万2361円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 売上金額 8643万0436円

上記金額は、本件売上ノートに平成16年4月分～同年12月分の売上として記載されていた金額(別表2)の合計額である。

b 雑収入 10万1925円

上記金額は、原告が蒲田税務署長に対して提出した平成16年分の所得税の確定申告書(以下「平成16年分確定申告書」という。なお、蒲田税務署長が同申告書を収受したのは平成17年3月16日であるが、同申告書は郵便により提出されたものであり、国税通則法(以下「通則法」という。)22条(平成18年法律10号による改正前のもの)により、通信日付印により表示された同月14日が提出日とみなされる。)に添付した平成16年分所得税青色申告決算書(一般用)(以下「平成16年分決算書」という。)に「雑収入」として記載した金額と同額である。

(イ) 売上原価の額 346万8672円

上記金額は、原告が平成16年分決算書に「売上原価」として記載した金額と同額である。

(ウ) 売上原価以外の必要経費の合計額 6666万1783円

上記金額は、原告の平成16年分の事業所得の金額の計算上、売上原価以外の費用として必要経費に算入すべき金額の合計額であり、その内訳は、別表3の「平成16年分」欄に記載のとおりである。

イ 所得控除の額の合計額 113万3600円

上記金額は、原告が平成16年分確定申告書に所得から差し引かれる金額として記載した金額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1526万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額1640万1906円から前記イの所得控除の額の合計額113万3600円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

エ 納付すべき税額 310万0400円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 335万0400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1526万8000円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下、平成17年分及び平成18年分について同じ。）に規定する税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号。平成18年法律第10号による廃止前のものであり、平成16年分及び平成17年分については平成17年法律第21号による改正前のもの。以下「負担軽減措置法」という。）4条の特例を適用したもの。以下、平成17年分について同じ。）を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項により算出した金額であり、所得税額から控除される金額である。

(2) 平成17年分

ア 総所得金額 2953万0600円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の金額を控除して算出される事業所得の金額と同額である。

(ア) 売上金額 1億4261万1860円

上記金額は、本件売上ノートに平成17年1月分～同年12月分の売上として記載されていた別表2の金額の合計額である。

(イ) 売上原価の額 607万3201円

上記金額は、原告が蒲田税務署長に対して提出した平成17年分の所得税の確定申告書（以下「平成17年分確定申告書」という。）に添付した平成17年分所得税青色申告決算書（一般用）（以下「平成17年分決算書」という。）に「売上原価」として記載した金額と同額である。

(ウ) 売上原価以外の必要経費の合計額 1億700万8059円

上記金額は、原告の平成17年分の事業所得の金額の計算上、売上原価以外の費用として必要経費に算入すべき金額の合計額であり、その内訳は、別表3の「平成17年分」欄に記載のとおりである。

イ 所得控除の額の合計額 95万6019円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 19万6019円

上記金額は、原告が平成17年中に支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法第74条）の対象となる金額である。

(イ) 配偶者控除及び基礎控除の合計額 76万円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した配偶者控除の額38万円（所得税法83条）及び基礎控除の額38万円（同法86条）の合計額である。

ウ 課税総所得金額 2857万4000円

上記金額は、前記アの総所得金額2953万600円から前記イの所得控除の額の合計額95万6019円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 783万2300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 808万2380円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額2857万4000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 定率減税額 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項に基づき算出した金額であり、所得税額から控除される金額である。

(3) 平成18年分

ア 総所得金額 2233万7813円

上記金額は、次の(ア)～(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 1602万8413円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの金額を控除した後の金額である。

a 総収入金額 1億0838万0901円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 売上金額 1億0833万3047円

上記金額は、本件売上ノートに平成18年1月分～同年12月分の売上として記載されていた別表2の金額の合計額である。

(b) 雑収入 4万7854円

上記金額は、原告が、蒲田税務署長に対して提出した平成18年分の所得税の確定申告書（以下「平成18年分確定申告書」という。）に添付した平成18年分所得税青色申告決算書（一般用）（以下「平成18年分決算書」という。）に「雑収入」として記載した金額4万7620円に消費税等の清算差益（消費税の経理処理について、税抜経理方式を採用している場合の仮受消費税と仮払消費税との差額と実際の消費税の納付税額との清算により生じた差益である。なお、原告は、消費税の経理処理について、平成16年分及び同17年分は税込経理方式により行い、平成18年分以降は税抜経理方式により行っていた。）234円を加算した金額である。

b 売上原価の額 488万9415円

上記金額は、原告が平成18年分決算書に「売上原価」として記載した金額489万6686円から、期首商品（製品）棚卸高15万2700円に対する仮払消費税相当額7271円（15万2700円に105分の5を乗じた金額）を控除した金額である。

c 売上原価以外の必要経費の合計額 8746万3073円

上記金額は、原告の平成18年分の事業所得の金額の計算上、売上原価以外の費用として必要経費に算入される金額の合計額であり、その内訳は、別表3の「平成18年分」欄に記載したとおりである。

(イ) 不動産所得の金額 55万9400円

上記金額は、原告が平成18年分確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額である。

(ウ) 一時所得の金額 575万円

原告が東京都大田区●●の●●に賃借していた店舗を立ち退く際に立退料として受領した金額1200万円から特別控除額50万円（所得税法34条3項）を控除した金額に、所得税法22条2項2号の規定に基づき2分の1を乗じて算定した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 130万4290円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

- (ア) 社会保険料控除の額 16万4290円  
 上記金額は、原告が平成18年中に支払った国民健康保険の保険料であり、社会保険料控除(所得税法74条)の対象となる金額である。
- (イ) 配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の合計額 114万円  
 上記金額は、原告が平成18年分確定申告書に記載した配偶者控除の額38万円(所得税法83条)、扶養控除の額38万円(同法84条)及び基礎控除の額38万円(同法86条)の合計額である。
- ウ 課税総所得金額 2103万3000円  
 上記金額は、前記アの総所得金額2233万7813円から前記イの所得控除の額の合計額130万4290円を控除した後の金額である。
- エ 納付すべき税額 516万7200円  
 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 529万2210円  
 上記金額は、前記ウの課税総所得金額2103万3000円に所得税法89条1項に規定する税率(負担軽減措置法4条の特例を適用したもの。)を乗じて算出した金額である。
- (イ) 定率減税額 12万5000円  
 上記金額は、負担軽減措置法6条2項に基づき算出した金額であり、所得税額から控除される金額である。
- (4) 平成19年分
- ア 総所得金額 1162万1762円  
 上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。
- (ア) 事業所得の金額 1106万8362円  
 上記金額は、次のaの金額からb及びcの金額を控除した後の金額である。
- a 総収入金額 8924万9110円  
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) 売上金額 8922万6844円  
 上記金額は、原告が本件売上ノートに平成19年1月分～同年12月分の売上として記載されていた別表2の金額の合計額である。
- (b) 雑収入 2万2266円  
 上記金額は、F保険株式会社から受領した金員1万8981円と消費税等の清算差益3285円の合計額である。
- b 売上原価の額 424万3720円  
 原告が、蒲田税務署長に対し、平成20年3月17日に提出した平成19年分の所得税の確定申告書(以下「平成19年分確定申告書」という。)に添付した平成19年分所得税青色決算書(一般用)(以下「平成19年分決算書」という。)に「売上原価」として記載した金額409万9019円に、仕入勘定から売上原価勘定へ振替える際の転記誤りにより計上漏れとなった金額1円及び売上原価に算入すべき期首商品棚卸高14万4700円を加算した金額である。
- c 売上原価以外の必要経費の合計額 7393万7028円  
 上記金額は、原告の平成19年分の事業所得の金額の計算上、売上原価以外の費用とし

て必要経費に算入すべき金額の合計額であり、その内訳は、別表3の「平成19年分」欄に記載したとおりである。

(イ) 不動産所得の金額 55万3400円

上記金額は、原告が平成19年分確定申告書に記載した不動産所得の金額45万3400円に、本件青色取消処分により適用を受けられないこととなる青色申告特別控除額10万円を加算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 131万2140円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 17万2140円

上記金額は、原告が平成19年中に支払った国民健康保険の保険料であり、社会保険料控除(所得税法74条)の対象となる金額である。

(イ) 配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の額の合計額 114万円

上記金額は、原告が平成19年分確定申告書に記載した配偶者控除の額38万円(所得税法83条)、扶養控除の額38万円(同法84条)及び基礎控除の額38万円、(同法86条)の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1030万9000円

上記金額は、前記アの総所得金額1162万1762円から前記イの所得控除の額の合計額131万2140円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 186万5900円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1030万9000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 平成20年分

ア 総所得金額 449万2015円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 393万2975円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの金額を控除した後の金額である。

a 総収入金額 7091万2657円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 売上金額 7090万8786円

上記金額は、本件売上ノートに平成20年1月分～同年12月分の売上として記載されていた別表2の金額の合計額である。

(b) 雑収入 3871円

上記金額は、消費税等の清算差益の金額である。

b 売上原価の額 351万5037円

上記金額は、原告が蒲田税務署長に対し、平成21年3月17日に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(以下「平成20年分確定申告書」という。)に添付した平成20年分所得税青色申告決算書(一般用)(以下「平成20年分決算書」という。)に「売上原価」として記載した金額329万4664円に、仕入勘定から売上原価勘定へ振替える際の転記誤り等により計上漏れとなった金額32万8944円を加算し、転記誤りにより過大計上となった金額10万8571円を控除した金額である。

c 売上原価以外の必要経費の合計額 6346万4645円

上記金額は、原告の平成20年分の事業所得の金額の計算上、売上原価以外の費用として必要経費に算入すべき金額の合計額であり、その内訳は、別表3の「平成20年分」欄に記載したとおりである。

(イ) 不動産所得の金額 55万9040円

上記金額は、原告が平成20年分確定申告書に記載した不動産所得の金額45万9040円に、本件青色取消処分により適用を受けられないこととなる青色申告特別控除の金額10万円を加算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 123万6690円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 9万6690円

上記金額は、原告が平成20年中に支払った国民健康保険の保険料である社会保険料控除(所得税法74条)の対象となる金額である。

(イ) 配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の額の合計額 114万円

上記金額は、原告が平成20年分確定申告書に記載した配偶者控除の額38万円(所得税法83条)、扶養控除の額38万円(同法84条)及び基礎控除の額38万円(同法86条)の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 325万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額449万2015円から前記イの所得控除の額の合計額123万6690円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 22万8000円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額325万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

## 2 本件各更正処分の適法性について

被告が本件において主張している原告の本件各年分における納付すべき所得税の額は、前記1

(1)エ、(2)エ、(3)エ、(4)エ及び(5)エのとおり、それぞれ

平成16年分 310万0400円

平成17年分 783万2300円

平成18年分 516万7200円

平成19年分 186万5900円

平成20年分 22万8000円

であるところ、これらの金額は、本件各更正処分における納付すべき税額(なお、平成16年分については、平成16年分確定申告書における納付すべき税額3万3800円との合計額である。)

といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

## 第2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性について

### 1 重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

前記第1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各年分の事業所得に係る売上げの一部を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき、本件各年分の事業所得の金額及び所得税額等を過少に記載した確定申告書を提出していたものと認められる。よって、通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、

又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」との重加算税の賦課要件を満たしていることは明らかである。

(1) 平成16年分更正処分に伴う重加算税賦課決定処分の適法性

平成16年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額306万6600円のうち、重加算税の基礎となる税額305万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に対する重加算税額は、同法68条1項の規定に基づき同基礎となる税額に100分の35の割合を乗じて算出した重加算税額106万7500円となるから、これと同額でした平成16年分重加算税賦課決定処分は適法である。

(2) 平成17年分更正処分に伴う重加算税賦課決定処分の適法性

平成17年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額783万2300円は、その全額が重加算税の基礎となる税額となり、これに対する重加算税額は、通則法68条1項の規定に基づき同基礎となる税額に100分の35の割合を乗じて算出した重加算税額274万0500円となるから、これと同額でした平成17年分重加算税賦課決定処分は適法である。

(3) 平成18年分更正処分に伴う重加算税賦課決定処分の適法性

平成18年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額516万7200円のうち、重加算税の基礎となる税額414万円に対する重加算税額は、通則法68条1項の規定に基づき同基礎となる税額に100分の35の割合を乗じて算出した重加算税額144万9000円となるから、これと同額でした平成18年分重加算税賦課決定処分は適法である。

(4) 平成19年分更正処分に伴う重加算税賦課決定処分の適法性

平成19年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額186万5900円は、その全額が重加算税の基礎となる税額となり、これに対する重加算税額は、通則法68条1項の規定に基づき同基礎となる税額に100分の35の割合を乗じて算出した重加算税額65万1000円となるから、これと同額でした平成19年分重加算税賦課決定処分は適法である。

(5) 平成20年分更正処分に伴う重加算税賦課決定処分の適法性

平成20年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額22万8000円は、その全額が重加算税の基礎となり、これに対する重加算税額は、通則法68条2項の規定に基づき同基礎となる税額に100分の40の割合を乗じて算出した8万8000円となるから、これと同額でした平成20年分重加算税賦課決定処分は適法である。

2 過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

原告については、通則法65条2項の規定に基づき、① 平成18年分の所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額516万7200円のうち、上記1(3)で述べた重加算税の対象となる414万2500円を除いた税額102万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に対しては、同法65条1項の規定により同税額に100分の10の割合を乗じて算出した10万2000円に、② 上記新たに納付すべきこととなった税額516万7200円のうち、期限内申告税額に相当する金額0円と50万円とのいずれか多い金額（50万円）を超える部分に相当する税額から、上記1(3)で述べた重加算税の対象となる414万2500円を除いた税額52万円に同法65条2項の規定により10

0分の5の割合を乗じて算出した2万6000円を加算した過少申告加算税12万8000円が賦課されるどころ、これと同額でした平成18年分過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

(注) 平成18年分の過少申告加算税賦課決定の適法性に関する準備書面(1)の記載部分(同16～17頁)には、誤記が含まれているが、被告の引用する書証(乙10〔4枚目〕加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書)によれば、被告の主張は、上記2のとおりであると認められる。

以上

## 本件各更正処分等の経緯（平成16年分）

(単位：円)

項目	確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日	平成17年3月14日	平成22年9月22日	平成22年11月18日	平成23年1月18日	平成23年2月8日	平成24年1月26日
総所得金額①	1,557,560	16,401,906	1,557,560	棄却	1,557,560	棄却
事業所得の金額②	1,557,560	16,401,906	1,557,560		1,557,560	
所得控除の額の合計額③	1,133,600	1,133,600	1,133,600		1,133,600	
課税総所得金額④	423,000	15,268,000	423,000		423,000	
課税総所得金額に対する税額⑤	42,300	3,350,400	42,300		42,300	
定率減税額⑥	8,460	250,000	8,460		8,460	
源泉徴収税額⑦	0	0	0		0	
納付すべき税額⑧	33,800	3,100,400	33,800		33,800	
重加算税⑨	-	1,067,500	-		-	

## 本件各更正処分等の経緯（平成17年分）

(単位：円)

項目	確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日	平成18年3月14日	平成22年9月22日	平成22年11月18日	平成23年1月18日	平成23年2月8日	平成24年1月26日
総所得金額①	△1,634,233	29,530,600	△1,634,233	棄却	△1,634,233	棄却
事業所得の金額②	△1,634,233	29,530,600	△1,634,233		△1,634,233	
所得控除の額の合計額③	760,000	956,019	760,000		760,000	
課税総所得金額④	0	28,574,000	0		0	
課税総所得金額に対する税額⑤	0	8,082,380	0		0	
定率減税額⑥	0	250,000	0		0	
源泉徴収税額⑦	0	0	0		0	
納付すべき税額⑧	0	7,832,300	0		0	
重加算税⑨	-	2,740,500	-		-	

## 本件各更正処分等の経緯（平成18年分）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成19年3月14日	平成22年9月22日	平成22年11月18日	平成23年1月18日	平成23年2月8日	平成24年1月26日
総	所得金額	① 613,636	22,337,813	613,636	棄却	613,636	棄却
内 訳	事業所得の金額	② 1,688,469	16,028,413	1,688,469		1,688,469	
	不動産所得の金額	③ 559,400	559,400	559,400		559,400	
	一時所得の金額	④ 0	5,750,000	0		0	
所得控除の額の合計額		⑤ 1,140,000	1,304,290	1,140,000		1,140,000	
課税総所得金額		⑥ 0	21,033,000	0		0	
課税総所得金額 に対する税額		⑦ 0	5,292,210	0		0	
定率減税額		⑧ 0	125,000	0		0	
源泉徴収税額		⑨ 0	0	0		0	
納付すべき税額		⑩ 0	5,167,200	0		0	
過少申告加算税		⑪ -	128,000	-		-	
重加算税		⑫ -	1,449,000	-		-	

## 本件各更正処分等の経緯（平成19年分）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月17日	平成22年9月22日	平成22年11月18日	平成23年1月18日	平成23年2月8日	平成24年1月26日
総	所得金額	① △1,403,543	11,621,762	△1,403,543	棄却	△1,403,543	棄却
内 訳	事業所得の金額	② △1,856,943	11,068,362	△1,856,943		△1,856,943	
	不動産所得の金額	③ 453,400	553,400	453,400		453,400	
所得控除の額の合計額		④ 1,140,000	1,312,140	1,140,000		1,140,000	
課税総所得金額		⑤ 0	10,309,000	0		0	
課税総所得金額 に対する税額		⑥ 0	1,865,970	0		0	
源泉徴収税額		⑦ 0	0	0		0	
納付すべき税額		⑧ 0	1,865,900	0		0	
重加算税		⑨ -	651,000	-		-	

## 本件各更正処分等の経緯（平成20年分）

（単位：円）

項目		確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成21年3月17日	平成22年9月22日	平成22年11月18日	平成23年1月18日	平成23年2月8日	平成24年1月26日
総	所得金額	① △4,471,815	4,492,015	△4,471,815	棄却	△4,471,815	棄却
内 訳	事業所得の金額	② △4,930,855	3,932,975	△4,930,855		△4,930,855	
	不動産所得の金額	③ 459,040	559,040	459,040		459,040	
所得控除の額の合計額		④ 1,140,000	1,236,690	1,140,000		1,140,000	
課税総所得金額		⑤ 0	3,255,000	0		0	
課税総所得金額 に対する税額		⑥ 0	228,000	0		0	
源泉徴収税額		⑦ 0	0	0		0	
納付すべき税額		⑧ 0	228,000	0		0	
重加算税		⑨ -	88,000	-		-	

別表 2 及び別表 3 省略